

## 緊急地震速報に係る悪質商法や不審な人物などにご注意ください

最近、緊急地震速報の受信装置設置の義務化を偽ったり、気象庁の名をかたった訪問やアンケート調査などの行為が行なわれているとの情報があります。

気象庁では、市民のみなさまに受信装置の設置等を義務付けたり、直接設置に伺ったりすることはありません。また、アンケート調査を行う場合でもご家庭を直接訪問したり、個人情報の記入をお願いしたりすることはありませんので、ご注意ください。

(これまでに寄せられた情報の例)

- ・ 気象庁の依頼などと名乗って、「緊急地震速報」の受信装置の取り付け等を理由に、マンションのエントランスをあけさせようとする者が来た。
- ・ 「緊急地震速報」に関するアンケート調査を口実とし、名前や住所などの個人情報を記入させられた。
- ・ 「市町村の防災センター（あるいは、マンション管理業者）からの依頼です」などと名乗って、「緊急地震速報」の受信装置を家庭へ設置することを行政が義務化しているかのような説明を行い、販売しようとする業者が現れた。

[本件に関する問い合わせ先]

気象庁地震火山部管理課 電話 03-3212-8341（内線 4505、4516）